



山形県公報

平成18年3月31日(金)

号 外 (9)

目 次

条 例

- 山形県県税条例の一部を改正する条例…………… (税 政 課) …… 3

本号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第41号) (税政課)

- 1 県民税

総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者については、県民税の所得割を課さないこととした。(附則第3条の2第1項及び第2項関係)

- 2 不動産取得税

(1) 次に掲げる特例措置の適用期限を平成20年3月31日まで延長することとした。(附則第13条の8及び第14条の6関係)

- イ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したとみなす日を住宅新築の日から1年を経過した日に緩和する特例措置

- ロ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置

- ハ 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を5年延長する特例措置

(2) 次に掲げる特例措置の適用期限を平成21年3月31日まで延長することとした。(附則第14条及び第14条の4関係)

- イ 住宅及び土地に係る標準税率を3パーセントとしている特例措置

- ロ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置

- 3 県たばこ税

(1) 県たばこ税の税率を平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき105円引き上げることとした。(第86条及び附則第15条の2第1項関係)

(2) 旧3級品の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率を、平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこに限り、1,000本につき50円引き上げることとした。(附則第15条の2第2項関係)

- 4 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置を、軽減対象を重点化し、次のように講ずることとした。(附則第15条の3関係)

- (1) 環境負荷の小さい自動車

平成18年度及び平成19年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

イ 電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、税率の概ね100分の50を軽減する特例措置

ロ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、税率の概ね100分の25を軽減する特例措置

(2) 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その経過する日の属する年度以後に税率の概ね100分の10を重課する特例措置を講ずることとした。

イ ガソリン車又はLPG車で平成7年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

ロ ディーゼル車その他のイに掲げる自動車以外の自動車で平成9年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

5 自動車取得税

(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を重点化し、その適用期限を平成20年3月31日まで延長することとした。（附則第17条第4項及び第5項関係）

イ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、取得価額から30万円を控除することとした。

ロ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、取得価額から15万円を控除することとした。

(2) 平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止するとともに、車両総重量が3.5トンを超える自動車（ディーゼル車に限る。）のうち、平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であるもの（以下「重量車基準適合車」という。）を取得した場合における税率は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得される自動車にあっては、現行税率から100分の1（窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車にあっては、100分の2）を控除した率とすることとした。（附則第17条第7項関係）

6 その他規定の整備を行うこととした。

7 その他

(1) この条例は、平成18年4月1日から施行することとした。ただし、6の改正は公布の日及び平成18年5月1日から、3の改正は同年7月1日から施行することとした。

(2) その他所要の経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項～第19項関係）

条 例

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第41号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第43条の表第1号中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同表第2号から第4号までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第49条第1項第1号ロ中「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改め、同項第3号中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第3項中「定が」を「定めが」に、「行なう」を「行う」に、「本節中法人に関する規定をこれに」を「この節の規定を」に改め、同条第4項中「行なう」を「行う」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第52条第1項第1号ロ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同項第3号中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第2項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第53条第2項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める。

第54条第1項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同項第1号ロ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改め、同条第3項中「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改め、同条第4項中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改め、同項第1号ロ中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第58条第1項第4号中「資本の金額又は出資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に改める。

第86条中「793円」を「898円」に改める。

第139条第2項中「又は第13条」及び「（前条第4項本文の規定が適用されるものを除く。）」を削り、同条第4項中「又は第13条」を削る。

第178条第1項並びに第2項第1号及び第2号中「営業」を「事業」に改める。

第186条の2の見出し及び同条第1項中「営業」を「事業」に改める。

附則第3条の2第1項及び第2項中「35万円を」を「32万円を」に改め、同条第3項中「附則第3条の3第2項」を「附則第3条の2第2項」に改める。

附則第5条第1項中「利益の配当（所得税法第92条第1項）を「剰余金の配当（所得税法第92条第1項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。）」、利益の配当（同項）に、「）、剰余金の分配」を「）、剰余金の分配（同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同項第1号中「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に改める。

附則第13条の2第1項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に、「資本の金額若しくは出資金額」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改め、同条第2項中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

附則第13条の8第1項中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、同条第2項中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に、「4年」を「4年）」に改める。

附則第14条の見出しを「（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）」に改め、同条第1項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成18年4月1日から平

成21年3月31日まで」に、「不動産の」を「住宅又は土地の」に改め、同条第2項中「不動産」を「住宅又は土地」に改める。

附則第14条の3第5項中「営業」を「事業」に改める。

附則第14条の4第1項中「平成15年1月1日から平成17年12月31日まで」を「平成18年1月1日から平成21年3月31日まで」に改め、同条第3項中「平成15年4月1日から平成17年12月31日まで」を「平成18年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「これらの規定の」を「第80条の2第1項又は前条第3項第1号若しくは第2号の規定の」に、「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるもの」を「これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第14条の4第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第14条の4第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」」に改め、同項の表を削り、同条第4項中「平成12年4月1日から平成14年12月31日まで」を「平成18年4月1日から平成21年3月31日まで」に、「同条第13項」を「同条第12項」に、「法附則第11条第3項」を「又は法附則第11条第3項」に改め、「又は法附則第11条の4第5項に規定する交換分合によつて土地が失われた場合」を削る。

附則第14条の6中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附則第15条の2第1項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「969円」を「1,074円」に改め、同条第2項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「461円」を「511円」に改める。

附則第15条の3第1項中「各年度分」を「年度分」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成7年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成9年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

附則第15条の3第1項第3号から第5号までを削り、同条第2項の表以外の部分を次のように改める。

電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行令附則第10条の2で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が施行規則附則第5条の2第1項で定める許容限度（以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項で定めるものに対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成20年度分の自動車税に限り、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

附則第15条の3第3項中「低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして施行令附則第10条の2第2項で定めるもの（第5項並びに附則第17条第4項及び第5項において「優良低燃費車」という。）のうち、」を「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいもの

として施行規則附則第5条の2第4項で定める許容限度（第5項並びに附則第17条第4項及び第5項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。）を「平成17年窒素酸化物排出許容限度」に、「自動車で」を「もので」に、「附則第5条の2第5項」を「附則第5条の2第4項」に改め、「及び電気自動車等」を削り、同条第4項の表以外の部分を次のように改める。

エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第5項で定めるもの（第2項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

附則第15条の3第5項中「低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの」に、「附則第5条の2第7項」を「附則第5条の2第6項」に、「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車と同条第8項」を「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので同条第7項」に改め、同条第6項を削る。

附則第17条第2項中「電気を動力源とする自動車」で施行規則附則第12条第1項で定めるものの取得、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車と同条第2項で定めるものの取得又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第3項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車、同条第4項で定めるものを「附則第15条の3第1項に規定する電気自動車等」に改め、同条第4項中「優良低燃費車のうち、」を「附則第15条の3第2項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「低窒素酸化物排出許容限度」を「同項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に、「自動車で規則」を「もので施行規則附則第12条の2第1項」に、「前項」を「前2項」に、「平成16年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」に改め、同条第5項中「優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車」で施行規則附則第12条の2の2第2項で定めるもの及び低燃費車のうちを「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち」に、「低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車」で同条第3項を「平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第12条の2第2項」に、「前2項」を「前3項」に、「平成16年4月1日から平成18年3月31日まで」を「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」に、「20万円」を「15万円」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超える自動車（軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。）のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第12条の2の2第5項で定めるもの（以下この項において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第12条の2の2第6項で定めるもの（以下この項において「重量車基準適合車」という。）の取得（第2項から第5項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、第169条の4

及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、100分の1（窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車で施行規則附則第12条の2の2第7項で定めるものにあつては、100分の2）を控除した率とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3条の2第3項及び第14条の4第4項の改正規定は公布の日から、第178条第1項及び第2項並びに第186条の2の改正規定並びに附則第5条第1項及び第14条の3第5項の改正規定は平成18年5月1日から、第86条の改正規定、附則第15条の2の改正規定並びに附則第13項から第17項までの規定は同年7月1日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

- 2 改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2第1項及び第2項の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成17年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の県民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

- 4 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。
- 5 保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条に規定する特定保険業についての新条例第49条第1項の規定の適用については、当分の間、当該特定保険業は、同項第3号の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる事業とみなす。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 7 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）第3条の規定による改正前の相続税法（昭和25年法律第73号）第43条第5項の規定による承認に基づき物納の許可があつた不動産をその物納の許可を受けた者に移す場合における新条例第74条第2項の規定の適用については、同項中「規定に該当する」とあるのは、「規定及び地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第8条第7項の規定に該当する」とする。
- 8 改正前の附則第14条の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第1項中「平成15年4月1日から平成18年3月31日まで」とあるのは「平成18年4月1日から平成20年3月31日まで」と、「100分の3」とあるのは「100分の3.5」とする。
- 9 新条例附則第14条の4第1項及び第2項の規定は、平成18年1月1日以後の不動産の取得に対

- して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 10 次項に定めるものを除き、新条例附則第14条の4第3項の規定は、平成18年1月1日以後の新条例第80条の2第1項又は附則第14条の3第3項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 11 平成15年4月1日から平成17年12月31日までの間において、新条例附則第14条の3第3項第1号に規定する入会林野整備の対象となった土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第2号に規定する旧慣使用林野整備の対象となった土地に係る旧慣使用権が消滅した場合であって、かつ、平成18年1月1日以後に同項に規定する土地の取得が行われた場合において、同項各号に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第388条第1項の固定資産評価基準（当該土地が改正法による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第17条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける土地である場合においては、新法第388条第1項の固定資産評価基準及び旧法附則第17条の2第1項の修正基準）によって決定した価格）中に新条例附則第14条の4第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける新条例附則第14条の3第3項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第14条の4第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第14条の4第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。
- 12 前項の規定により読み替えて適用される新条例附則第14条の3第3項の規定により知事が土地の価格を決定する場合において、当該土地が旧法附則第17条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける土地であるときにおける前項の規定により読み替えて適用される新条例附則第14条の3第3項の規定の適用については、同項中「法第388条第1項の固定資産評価基準」とあるのは、「法第388条第1項の固定資産評価基準及び地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第17条の2第1項の修正基準」とする。
（県たばこ税に関する経過措置）
- 13 平成18年7月1日（以下「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 14 指定日前に山形県県税条例第83条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（地方税法第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第83条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。
- (1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき105円
 - (2) 新条例附則第15条の2第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき50円

- 15 前項に規定する者は、指定日から起算して1月以内に、改正法附則第9条第3項に規定するところにより同項に規定する申告書を知事に提出しなければならない。
- 16 前項の規定による申告書を提出した者は、平成19年1月4日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 17 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第14項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第86条の6の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第86条の4の規定により知事に提出すべき申告書には、改正法附則第9条第7項に規定する書類を添付しなければならない。
- （自動車税に関する経過措置）
- 18 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成17年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- （自動車取得税に関する経過措置）
- 19 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。